

米国法 – P&I クラブの保険契約のロンドンでの仲裁条項はルイジアナ州の直接請求手続きの原告を拘束

US Law – London arbitration provision in P&I Club policy binds plaintiff in Louisiana direct action proceeding

ルイジアナ地方裁判所は、トッド v. Stemship Club 事件の差し戻し審で、船員は仲裁付託を強制されるべきか否かの判断を示しました。

トッド対 Stemship Club 事件 (Todd v. S.S. Mut. Underwriting Ass'n (Berm.) Ltd. 以下 'Steamship Club')¹の第五巡回区連邦控訴裁判所の判決の後、ルイジアナ州の地方裁判所は、ルイジアナ州の直接請求法²に基づいて、破産した船主であるデルタ・クイーン・スチームボート社 (Delta Queen Steamboat Co.) の P&I クラブである Stemship Club を訴えることにより、同船主に対する判決の執行を求めようとする船員は、P&I クラブの保険契約に記載された仲裁合意に基づいて、その請求を仲裁に付託する必要があるとの判断を示しました³。

船員は、保険契約の仲裁付託条項の署名当事者でないことから、法律上、仲裁付託を強いられることはないと主張しました。この問題を審理した地方裁判所は、当初、法律は明確であるから、書面による意見を出すことは無駄であるとして、Stemship Club による仲裁強制の申立てを却下しました。控訴裁判所は、連邦最高裁判所の最近の判決⁴に基づいて、州法で認められる場合には、仲裁合意は署名当事者でない者に対しても執行することができるとして、地方裁判所の判決を破棄し、さらに審議するよう、事件を地方裁判所に差し戻しました。

差し戻し審

¹ 601 F. 3d 329 (2010年5月5日巡回区控訴裁判所)。Gard News 第199号「US law – Motion to compel arbitration under P&I policy's arbitration clause」を参照。

² 注釈付ルイジアナ州改正法令集 (La. Rev. Stat. Ann.) 第22:1269&655条 (2009年)。

³ トッド対 Stemship Club (バミューダ) 事件 (U.S. Dist. LEXIS 38638, 2011年ルイジアナ州東部地区連邦地方裁判所) (Todd v. S.S. Mut. Underwriting Ass'n (Berm.) Ltd., U.S. Dist. LEXIS 38638 (E.D. La., 2011))

⁴ アーサー・アンダーセン LLP 対カーライル事件 (Arthur Anderson LLP v. Carlisle) (129 S. Ct. 2009)

差し戻し審において、地方裁判所は、該当する期間についての Stemship Club の規則を吟味し、仲裁条項が署名当事者でない者に適用されるか否かについては「沈黙している」と結論づけました⁵。沈黙しているということは、この争点を判断するためにいずれの法律を適用すべきかを判断するため、裁判所は準拠法の検討を行う必要があるということの意味するものです。

P&I クラブの保険契約の準拠法はイングランド法でしたが、同裁判所は、イングランド法ではこの争点は手続き的なものであるとみなされ、法廷地 (ルイジアナ) 法によって判断されるべきであるという専門家の証言に基づいて、ルイジアナ州法を適用するに至りました。

ルイジアナ州の直接請求法

次に、地方裁判所は、ルイジアナ州の直接請求法に目を向けました。同法は、破産した被保険者の保険会社に対して訴訟を提起することを認め、当該訴訟は「保険契約または契約の合法的な条件および被保険者による直接請求に対して保険会社が主張しうる抗弁のすべてに従うものとする。ただし、当該保険契約または契約の条件がこの州の法律に違反しないことを条件とする」と定めています⁶。

同裁判所は、ルイジアナ州の最高裁判所が、直接請求法は保険会社に対する独立の訴訟原因を作り出すものではないが、原告が被保険者に対して実質的な訴訟原因を有している場合に提訴する手続き的な権利を付与するものであると判示したことを指摘しました。これに基づいて、

⁵ Stemship Club の保険契約の仲裁条項には、「…加盟者とクラブとの間のあらゆる意見の相違または紛争」という文言が含まれていました。

⁶ 注釈付ルイジアナ州改正法令集第22:1269条 (2009年)

同裁判所は、「…直接請求の原告であるトッドは、デルタ・クイーン社の立場に立つものによらず、デルタ・クイーン社が **Stemship Club** と締結した保険契約の条件に拘束される。ただし、保険契約の条件がルイジアナ州法に違反しないことを条件とする」と判断しました⁷。

マッカラン・ファーガソン法 (McCarran-Ferguson Act)

しかしながら、原告は、ルイジアナ州は保険契約での仲裁合意を無効としている⁸ことから、P&I 保険契約の条件は実際にはルイジアナ州法に違反していると主張しました。なお、そのルイジアナ法の定めは、本来であれば連邦法が優先するはずの保険規制法を州が制定することを認める連邦法であるマッカラン・ファーガソン法⁹で認められているものです。このように、原告は、保険契約の仲裁合意を無効とするルイジアナ州は、仲裁合意の執行についての連邦仲裁法の規定の許容しうる「逆優先権」であると主張しました。地方裁判所は、**Stemship Club** の P&I 保険契約の仲裁合意は、マッカラン・ファーガソン法が適用されず、かつ、ルイジアナ州法に優先する条約であるニューヨーク条約¹⁰に準拠するものであるという理由で、この主張を却下しました。つまり、裁判所は、ニューヨーク条約の仲裁合意の承認および執行についての第2条の規定にルイジアナ州法が「逆優先」することはありえないとしました。

裁判所は、原告は自己の直接請求を仲裁に付託することを強制されうると判断した以上、「あらゆる意見の相違または紛争」に言及した P&I 保険契約の仲裁条項が十分に広範なものであって、ルイジアナ州での訴訟を停止して、申立て

が仲裁条項の範囲に属するものか否かの判断をロンドンの仲裁人に委ねるよう裁判所に求めることができるかと判断するのは何ら難しいことではありませんでした。

結論

十分な理由づけのある地方裁判所の意見は、仲裁合意の厳格な執行を支持する旨を示す連邦裁判所の最近の複数の判決に合致するものです。これは、直接請求法に基づいて提起された法的手続きにおいて保険契約の仲裁条項を発動しようとする P&I クラブにとっては好ましい傾向といえます。

⁷ 前掲 トッド対 Stemship Club (バミューダ) 事件 (Todd v. S.S. Mut. Underwriting Ass'n (Berm.) Ltd., 2011 U.S. Dist. LEXIS 38638) *20.

⁸ 注釈付ルイジアナ州改正法令集第 22:868 条 (2009 年); セーフティ・ナショナル・カジュアルティ・コーポレーション対ロイズの一定のアンダーライター事件 (Safety Nat'l Cas. Corp. v. Certain Underwriters at Lloyd's, London) (587 F. 3d 714, 719, n. 11) (2009 年第 5 巡回区控訴裁判所) (全員法廷)。

⁹ マッカラン・ファーガソン法 (15 U.S.C. Sec. 1012(b))

¹⁰ 9 U.S.C. Sec. 201 等によって施行されている外国仲裁判断の承認および執行に関する条約第 II 条

